

下鳥羽公園球技場における人工芝等の剥離、譲渡（再利用）支援等業務 公募型プロポーザル実施要項

京都市文化市民局
市民スポーツ振興室

下鳥羽公園球技場における人工芝等の剥離、譲渡（再利用）支援等業務の受託者として最も適した候補者（以下「受託候補者」という。）を選定するに当たり、当該業務の品質を確保し、効果的に実現するため、次のとおり公募型プロポーザル方式による企画競争を行う。

1 業務の内容

(1) 件名

下鳥羽公園球技場における人工芝等の剥離、譲渡（再利用）支援等業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容、履行期間等

別に定める「下鳥羽公園球技場における人工芝等の剥離、譲渡（再利用）支援等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

2 契約上限額

金 19,000 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

なお、全て又は一部を問わず、前金払は行わない。

3 プロポーザルの参加資格

(1) 人工芝の剥離及び譲渡（再利用）、撤去（処分）又は張替えに関する業務を元請けとして受注し、履行完了した実績を過去 5 年間で 1 件以上有すること。

(2) 参加申請書等を提出する日から受託候補者として決定する日までに、事業者が次のア～オに該当する場合は応募できない。

ア 法人又はその代表者が次の(イ)～(エ)に掲げる税等を滞納している者

(イ) 所得税又は法人税

(イ) 消費税

(ウ) 本市の市税

(エ) 本市の水道料金及び下水道使用料

イ 代表者、役員又はその使用人が刑法第 96 条の 6 又は第 198 条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から 2 年を経過しない者

ウ 法人又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 3 条若しくは第 8 条第 1 項第 1 号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から 2 年を経過しない者

エ 令和 7 年度京都市競争入札参加有資格者名簿（物品）に登録がない者

オ 京都市競争入札等取扱要綱第 29 条第 1 項の規定に基づく競争入札参加停止の措置

を受けている者

4 応募手続等

(1) 提出書類

次のア～カに掲げる書類を後記「9 問合せ先及び提出先」に提出すること。

ア 参加申請書（第1号様式）

イ 業務実績調書（第2号様式）

ウ 配置技術者調書（第3号様式）

(ア) 3か月以上の雇用を証明する書類の写し

「ウ 配置技術者調書（第3号様式）」に記載する者について、常勤の自社社員であり、参加申請日において引き続き3か月以上の雇用関係にあることが確認できる書類（会社名が表示されている健康保険証等）の写しを提出すること。

(イ) 資格を証明する資格者証等の写し

「ウ 配置技術者調書（第3号様式）」に記載する者について、本業務に関連する資格を有する者がいる場合は提出すること。

エ 業務従事者配置調書（第4号様式）

管理技術者及び担当技術者以外に本業務に従事する者がいる場合に記載すること。

オ 技術提案書（様式自由）

次の(ア)～(ウ)について、A4版の両面5枚（10ページ）以内で作成すること。

(ア) 実施方針

仕様書を踏まえ、本業務で求める成果を得るために実現可能な進め方、取組方針等を的確に示すこと。

(イ) 実施体制、実施フロー等

仕様書を踏まえ、本業務で求める成果を得るために実現可能な実施体制、実施フロー等を提案すること。

(ウ) 提案項目

- ・複数の譲渡先があることを踏まえ、人工芝等を効率的に剥離する流れ、工程、作業順序等を具体的に提案すること。
- ・剥離した人工芝等を再利用することを踏まえ、人工芝及び充填材がきれいに分別されるか、人工芝1ロール当たりの充填材をフレコンバックへどのように詰めるか、ロールした人工芝及び充填材を詰めたフレコンバックをどのように保管（配置箇所、積上げ方等）するか等を具体的に提案すること。
- ・剥離後、別途工事にて既設アスファルト舗装を産業廃棄物として適切に処分する必要があることを踏まえ、既設アスファルト舗装の付着物（残存物）を残すことのないようきれいに人工芝を剥離するための作業方法や使用機械について具体的に提案すること。

カ 見積書（第5号様式）、経費内訳書（様式自由）

(2) 提出部数

ア 「4(1)オ 技術提案書」 : 紙媒体9部

イ その他資料（4(1)ア～カのうちオ以外）: 紙媒体各1部

(3) 提出期限

令和 7 年 4 月 25 日（金）午後 4 時（必着）

(4) 提出方法

持参し、又は郵送することとする。これら以外の方法（FAX、E-mail 等）による提出は受理しない。郵送する場合は期間内の必着とし、電話等による到達確認を必ず行うこと。

(5) 留意事項

ア 企画提案書等の内容は、見積金額の範囲内で提案者が実現できる内容とすること。

イ 提案審査は企画提案書等により行うため、専門的な知識を持たない者でも理解できる表現で記載すること。

ウ 「仕様書のとおり」といった記述に終始しないこと。

エ A4 版の両面（縦横は問わない。）とすること。ただし、図面等は A3 版の用紙を A4 版に折り込むことを可能とする。

(6) その他

ア この応募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 失格事項

参加申請書、企画提案書等が次の(ア)～(オ)に該当する場合は、失格となるときがある。

また、受託候補者の選定に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合も失格とする。

(ア) 提出書類、提出期限、提出方法及び提出先に適合しないもの

(イ) 指定する様式及び記載上の留意事項に示した条件に適合しないもの

(ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

(エ) 虚偽の内容が記載されているもの

(オ) 本市が示した契約上限額を上回る見積価格であるもの

ウ 制約事項

(ア) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、全てを提案者の負担とする。

(イ) 提出された書類は、事業者の選定以外には提案者に無断で使用しない。

(ウ) 提出された書類は、事業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

(エ) 提出された書類について、提出期限後の差替え及び再提出は一切受け付けない。

(オ) 提出された書類は、全て返却しない。

5 本件に対する質問期限及び回答

募集内容について質問等がある場合は、以下(1)～(3)により受け付ける。ただし、他の応募事業者に関する質問には応じない。

(1) 質問期限

令和 7 年 4 月 18 日（金）午後 4 時（必着） ※期限後の質問は、一切受け付けない。

(2) 質問方法

後記「9 問合せ先及び提出先」に E-Mail で問い合わせることとする（様式は任意）。

面談又は電話での質問は一切受け付けない。

(3) 回答日及び回答方法

質問者に関する情報は伏せたうえで、令和 7 年 4 月 22 日（火）までに本市ウェブペー

ジに質問及び回答を掲載する。

6 受託候補者の選定に関する審査

(1) 評価項目

受託希望者から提出された提案書に基づき、**別紙 1**「下鳥羽公園球技場における人工芝等の剥離、譲渡（再利用）支援等業務に係る受託候補者評価要領」により評価する。

なお、必要に応じてプレゼンテーションやヒアリングの機会を設ける場合があり、日時及び場所については本市から別途指定する。

(2) 評価方法

本市が設置する受託候補者選定委員会（以下「委員会」という。）において、非公開で審査を行う。委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

なお、委員会は委員の3分の2以上の出席により成立するものとし、委員会の議事は出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

委員長 文化市民局市民スポーツ振興室長

委 員 文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ施設課長

委 員 建設局みどり政策推進室緑化推進課長

(3) 受託候補者の選定

各委員の評価点の平均点（小数点第二位を四捨五入したもの）を最終評価点とし、最終評価点が総合計点（70点）の6割以上を獲得した者の中から、最も評価が高い者を受託候補者として選定する（プロポーザルは1者のみの応募でも成立するが、その場合でも最終評価点が総合計点（70点）の6割以上となることを条件とする。）。

なお、委員会は、受託候補者が次のア～ウのいずれかに掲げる条件に該当した場合は、直ちにその業者を選定から除外する。

ア ヒアリングに特別な理由なく応じなかった場合

イ 選定に影響を与える不誠実な行為があった場合

ウ その他市長が特に参加資格を有することが不適當であると認めた場合

7 受託者の決定

(1) 審査結果の通知

審査結果は、令和7年5月上旬に通知する。また、結果については、本市ウェブページで公開する。

(2) 受託者の決定

受託候補者と協議し、仕様等の契約内容について合意した場合は、契約を締結する。

なお、受託候補者（第一交渉権者）と協議し、合意しなかった場合は、次順位の交渉権者を新たな受託候補者として協議を行う。

8 契約に関する基本的事項

受託者との契約においては、**別紙 2**「委託契約書（案）」及び以下を基本とする。

(1) 契約金額及び内容

契約金額は、受託候補者の提示価格に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。

契約内容は、仕様書及び企画提案書の内容に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。ただし、提案内容は、実現を確約したものとみなす。

(2) 選定後の準備

選定された受託候補者は、業務開始時までには実施方法の詳細について本市と協議し、必要な準備を完了するものとする。

9 問合せ先及び提出先

(1) 住所

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地 分庁舎地下 1 階

(2) 担当部署及び担当者

京都市文化市民局市民スポーツ振興室（担当 三宅、馬屋原）

(3) 連絡先

ア 電話

075-222-3135

イ E-Mail

sports@city.kyoto.lg.jp